

KOBEフィジカルLabo 会員規約

第1章 総則

第1条(名称)

本クラブは、KOBEフィジカルLabo(以下「本クラブ」という。)と称する。

第2条(所在地)

本クラブの事務局は、大阪府箕面市坊島4-5-20 みのおキューズモールWEST1-2F NPO法人部活動リノベクエストLabo内に置く。

第3条(目的)

本クラブは、身体運動を通じた科学的かつ多角的なアプローチにより、会員の健全な心身の発達を支援するとともに、次の各号に掲げる事項の達成を目的とする。

(1)フィジカルリテラシーの向上

「強くなる前に、正しく育てる。」を理念に掲げ、成長期の子どもたちがフィジカルリテラシー(自分の身体を理解し、思い通りに動かす力)を身につけ、自らの身体と主体的に向き合う力を育むことを目的とする。

(2)非認知能力の育成

運動能力の向上のみを目的とするのではなく、身体づくりを通じて、主体性、自己管理能力、協調性、継続力およびレジリエンス(困難を乗り越える力)等の非認知能力を育み、一人ひとりの潜在能力を引き出すことを目的とする。

(3)地域循環型スポーツ教育環境の実現

専門人材および神戸大学硬式野球部の学生をはじめとする地域人材との協働を通じて、子どもたちが多様な学びや成長の機会を得られる環境を創出するとともに、世代や立場を超えて学び合う地域循環型スポーツ教育モデルの実現を目指す。

第2章 役員

第4条(役員の構成)

本クラブに次の役員を置く。また、これらの役員をもって理事会を構成する。役員は兼務することができる。ただし、監事は他の役員を兼務することはできない。

(1)代表 1名

(2)副代表 1名

(3)会計 1名

(4)監事 1名

第5条(役員の任務)

1. 代表は、本クラブを代表し、全ての会務を統括する。
2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときは職務を代行する。
3. 会計は、金銭出納管理および財務に関する一切を行う。
4. 監事は、本事業の執行状況および会計の監査を行う。
5. 理事会は、本クラブの運営方針および重要事項を審議・決定する。

第6条(役員の選任)

役員は、理事会にて選出・解任し、代表が任命する。

第7条(役員の任期)

役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第3章 会員

第8条(会員)

本クラブの会員は、本規約を承認し、所定の手続きを経て入会した者とする。

第9条(入会資格)

本クラブの会員となる資格は、以下のとおりとする。

- (1) 神戸市および近隣市に在住、在勤または在学する者
- (2) 本クラブの目的に賛同する者
- (3) 健康上、本クラブの活動への参加に支障がないと認められる者

第10条(入会手続き)

本クラブに入会を希望する者は、所定の入会手続きを行い、本規約その他本クラブが定める事項に同意のうえ、所定の会費等を納入するものとする。理事会において入会を承認されたときに会員となる。なお、会員登録は、指定の会員管理アプリへの情報登録および決済情報の登録をもって手続き完了とする。

第11条(会費および年会費)

1. 会員は、本クラブの活動に参加するため、次に定める月会費および年会費を納入するものとする。
 - (1) 月会費
ベーシックコース 月額6,000円(税込)
 - (2) 年会費
年額10,000円(税込)
2. 月会費は、原則として週2回(月8回程度)のベーシックコースにおけるプログラム指導に対する費用とする。
3. 年会費は、本クラブが年間を通じて会員に提供する活動・学習環境の維持および充実に必要な費用とする。
4. 月会費は、入会時に初月から2か月分を納入し、入会2か月目以降は、毎月20日までに翌月分を所定の方法により納入するものとする。
5. 月の途中で入会する場合も、月会費は原則として全額とする。
6. 年会費は、本クラブの会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準として、年度ごとに納入するものとする。
7. 年度途中に入会する場合の年会費は、次のとおりとする。
 - (1) 4月1日から9月30日までに入会する場合
10,000円(税込)
 - (2) 10月1日から翌年3月31日までに入会する場合
5,000円(税込)
8. 前項にかかわらず、2026年度については、本クラブの活動開始が2026年9月であることから、初年度特例として年会費を5,000円(税込)とする。
9. 翌年度以降も会員資格を継続する場合は、年会費10,000円(税込)を本クラブが指定する期日までに納入するものとする。
10. 一旦納入された月会費および年会費は、本規約に別段の定めがある場合を除き、原則として返還しない。
11. オプションプログラム、実証的活動その他ベーシックコースとは異なる活動については、内容に応じて別途参加費を徴収することがある。

第12条(会員の権利)

1. 会員は、本規約および本クラブが別に定める活動ルールに従い、本クラブの活動に参加し、本クラブが指定する施設を利用することができる。
2. ベーシックコースの会員は、月曜日、水曜日および金曜日の活動日のうち、あらかじめ登録した週2回を基本受講日として、月8回程度のプログラム指導を受講することができる。
3. 会員は、基本受講日以外の活動日についても、本クラブが定める範囲において、自主活動として参加することができる。

4. 自主活動は、会員がこれまでに学んだ内容の復習、身体づくりおよび運動習慣の定着等に主体的に取り組む機会として実施するものであり、基本受講日におけるプログラム指導と同等の個別指導または専門指導を保証するものではない。
5. 自主活動の実施日時、内容、参加方法、定員その他必要な事項については、本クラブが別に定める。

第13条(会員の義務)

会員は、本規約および本クラブの定める規則を遵守し、本クラブの運営に協力しなければならない。

第14条(退会)

会員は、所定の退会手続きを行うことにより、任意に退会することができる。

退会を希望する者は、退会希望月の前月15日までに本クラブに申し出るものとする。

第15条(除名)

会員が以下のいずれかに該当する場合、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 本規約または本クラブの定める規則に違反した場合
- (2) スポーツマンシップに反する行為をした場合
- (3) 本クラブの名誉を著しく傷つけ、または目的に反する行為をした場合
- (4) 会費等を滞納した場合
- (5) その他、会員として不適当と認められる行為があった場合

第4章 総会

第16条(総会の構成)

1. 総会は、理事会および保護者をもって構成する。
2. 保護者は、会員1名につき1名の議決権を有するものとする。

第17条(総会の権限)

総会は、以下の事項を審議し、報告を受けるものとする。

- (1) 事業報告および決算の承認
- (2) 理事会で決定した規約変更の承認
- (3) その他、理事会が総会に付議した重要事項

第18条(総会の開催)

定期総会は、毎年度1回、年度終了後2か月以内に開催する。

第19条(総会の招集)

1. 総会は、代表が招集する。
2. 総会を招集するときは、開催日の少なくとも1週間前までに、会議の日時、場所、目的を記載した書面または電子媒体(メール・アプリ等)により通知しなければならない。

第20条(総会の定足数および議決)

1. 総会は、構成員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。
2. 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

第5章 活動

第21条(活動)

本クラブの活動は、文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」および神戸市教育委員会の「コベカツクラブ」のあり方についての方針等を踏まえたものとする。

第22条(活動内容)

本クラブは、第3条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) ベーシックコースその他、本クラブが定めるコースにおけるフィジカルリテラシー向上を目的とした定期的な運動プログラムの実施
- (2) フィジカル測定会、講習会、体験会その他会員の成長を支援するための各種活動の実施
- (3) 会員が基本受講日以外の日、これまでに学んだ内容の復習、身体づくり、運動習慣の定着等に主体的に取り組むための自主活動機会の提供
- (4) 専門人材によるプログラムの開発、監修、指導およびフィードバック
- (5) 大学生その他の地域人材をフィジカルメンターとして育成し、会員の活動を伴走・支援する取り組み
- (6) 新たな身体教育プログラム、指導方法等の開発・検証を目的とした実証的活動および希望者を対象としたオプションプログラムの実施
- (7) その他、本クラブの目的達成に必要な活動

第23条(活動場所、活動日および時間)

1. 本クラブの活動場所、活動日および時間は、本クラブが定め、会員に通知するものとする。
2. ベーシックコースは、原則として月曜日、水曜日および金曜日の18時15分から19時45分までを活動時間とし、会員はそのうち週2回を基本受講日として登録するものとする。
3. 学校行事、施設利用状況、気象条件その他運営上の事情により、活動日または活動時間を変更し、または活動を休止することがある。
4. 前項の場合、本クラブは可能な範囲で振替日その他の受講機会を設定し、月8回程度の受講機会を確保できるよう調整する。
5. 日曜日その他基本活動日以外の日、オプションプログラム、実証的活動、測定会その他の活動を実施する場合がある。実施日時、内容、参加方法および参加費等については、その都度本クラブが定める。

第24条(休会)

会員は、事前に本クラブへ届け出ることにより、休会することができる。

休会期間、休会中の会費等の取扱いおよびその他必要な手続きについては、本クラブが別に定める。

第6章 会計

第25条(会計年度)

本クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第26条(会計報告)

会計担当者は、定期的に会計報告を総会に行わなければならない。

第7章 安全管理および活動の中止

第27条(スポーツ保険)

1. 会員は、本クラブの活動に参加するにあたり、本クラブが指定するスポーツ保険その他必要な保険に加入するものとする。
2. 神戸市立中学校に在籍する生徒については、神戸市が保険料を負担する制度の対象となる場合、本クラブから当該保険料の徴収は行わない。
3. 小学生、私立中学校等に在籍する生徒その他前項の制度の対象とならない会員については、本クラブが指定するスポーツ保険に加入するものとし、加入に必要な保険料の実費を別途徴収する。なお、2026年度の保険料は800円とする(翌年度以降の保険料については、毎年年度末に徴収)。
4. 保険の補償内容、補償期間その他の条件については、加入する保険制度の定めによるものとする。

5. 保険制度または保険料に変更が生じた場合、本クラブは会員または保護者に通知したうえで、必要な取扱いを変更することができる。

第28条(未成年の会員)

未成年の会員は、保護者の同意を得て入会するものとし、活動への参加についても保護者の責任において行うものとする。

第29条(活動の中止・休止)

1. 本クラブは、以下のいずれかの事由が発生した場合、会員の安全確保および活動環境等を考慮し、活動の全部または一部を中止または休止することができる。
 - (1) 活動場所となる学校において学校行事その他の事情により施設の使用ができない場合
 - (2) 神戸市灘区または活動地域において、気象警報(特別警報を含む)が発令された場合
 - (3) 活動場所となる学校または公共施設が休校または閉鎖となった場合
 - (4) 地震、津波、台風、洪水、落雷、大雪その他の自然災害、またはWBGT値が活動基準値を超えることにより、活動の実施が困難または危険と判断される場合
 - (5) その他、本クラブが会員の安全確保を最優先に考慮し、活動の中止または休止が必要と判断した場合
2. 前項の規定により活動が中止または休止となった場合、本クラブは可能な範囲で振替その他の受講機会を設けるものとする。ただし、やむを得ず振替等を実施できない場合がある。
3. 前項の場合を含め、活動の中止または休止による会費の返金は、原則として行わないものとする。
4. 活動の中止または休止に関する情報は、可能な限り速やかに、本クラブの会員管理アプリに登録された連絡先その他適切な方法で会員に告知する。

第8章 免責事項

第30条(事故の責任)

1. 本クラブの活動中に会員が被った以下の損害については、本クラブに故意または重過失がない限り、その責任を負わないものとする。
 - (1) 会員自身の健康状態に起因する疾病、負傷または死亡
 - (2) 会員の不注意または自己の責任による事故、怪我または他の会員との間のトラブル
 - (3) 会員が持ち込んだ貴重品、私物の盗難、紛失または破損
 - (4) 活動場所を提供する施設管理者の責に帰すべき事由による事故または損害
 - (5) 指導者の指示を遵守しなかったことに起因する事故または怪我
 - (6) 予期せぬ感染症の流行による活動の制限または会員の感染
2. 会員は、自身の健康状態を十分に管理し、本クラブの定める規則および指導者の指示を遵守して活動に参加するものとする。

第9章 禁止事項

第31条(禁止行為)

会員は、本クラブの活動において、以下の行為をしてはならない。

- (1) 他の会員や関係者を誹謗中傷する行為
- (2) 本クラブの秩序を乱す行為
- (3) 許可なく本クラブの活動施設や備品を私的に利用する行為
- (4) 本クラブの許可なく、活動の様子を撮影または録画し、SNS等へ公開する行為
- (5) その他、本クラブの運営を妨げる行為

第10章 個人情報の取扱い

第32条(個人情報の保護と肖像権)

1. 本クラブは、会員から提供された個人情報を、本クラブの運営に必要な範囲内でのみ利用し、

適切に管理する。

2. 本クラブは、活動中に撮影した写真・動画(以下「記録物」という。)を、本クラブの広報活動(ウェブサイト、SNS、パンフレット等)に使用することがある。
3. 記録物の使用を希望しない会員または保護者から申し出があった場合、本クラブはその意向に配慮し、必要な対応を行うものとする。
4. 本クラブが広報目的で公開した記録物について、会員が二次利用(転載等)を行う場合は、あらかじめ本クラブの承諾を得なければならない。

第11章 反社会的勢力の排除

第33条(反社会的勢力の排除)

1. 会員(未成年の場合はその保護者。以下、本条において同じ。)は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言辞を用い、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて本クラブの信用を毀損し、または本クラブの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 本クラブは、会員が前2項の規定に違反していることが判明した場合は、何らの催告を要せず、即時に当該会員を除名することができる。
4. 前項の規定により除名された会員は、除名により生じた損害について、本クラブに対し一切の賠償請求を行うことができない。

第12章 規約の変更

第34条(規約の変更)

本規約は、理事会において変更案を決定し、総会において出席者の過半数の承認を得ることにより変更することができる。

第13章 附則

第35条(施行日)

本規約は、令和8年(2026年)9月1日より施行する。

第36条(2026年度の年会費に関する特例)

2026年度については、本クラブが2026年9月より活動を開始することを踏まえ、第11条第7項の規定にかかわらず、年会費を5,000円(税込)とする。